

自律調整S C Mコンソーシアム 会員規則（最新改訂 2022 年 1 月 6 日）

第1条（目的）

この規則は、自律調整S C Mコンソーシアム（以下「当コンソーシアム」という）の運営規約 第6条に基づき、当コンソーシアムの会員（以下「会員」という）の入退会及び権利義務等について定めるものである。なお、運営規約に定める会員の権利義務に関する諸規則は、本規則末尾の「運営規約抜粋」の定めるところによる。

第2条（会員の資格）

当コンソーシアムの指定する手続きに基づき、当コンソーシアムへ入会を申し込み、当コンソーシアムの理事会（以下「理事会」という）が承認したものを会員とする。

第3条（入会申込みと承認・不承認）

会員となろうとする者は、当コンソーシアムの指定する方法により入会申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。理事会の承認については、電子メール等での手続きを認める。

2 当コンソーシアムは、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことがある

- (1) 当コンソーシアムの目的に賛同していない
- (2) 当コンソーシアムに対し人的・物的又は学術的な貢献をする見込みがない
- (3) 過去に当コンソーシアムの除名処分を受けたことがある
- (4) 入会申込みの申請事項に、虚偽記載、誤記又は記入洩れがある
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動標ぼうゴロその他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という）である
- (6) その他、当コンソーシアムが不適切と判断した場合

3 理事会において入会申込みが承認された場合、当コンソーシアムは、当該入会申込みをした者に対し、すみやかに通知するものとする。

4 当コンソーシアムは、入会申込みが理事会において不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明又は開示する義務を負わないものとする。

第4条（会員の特典利用）

会員は、以下の各号に定める特典を利用する権利を有するものとする。

- （1）ワーキンググループへの参加
- （2）各種イベント、勉強会、フォーラム、交流会への参加
- （3）メール等での当コンソーシアムからの情報提供等
- （4）会員企業間での情報共有等
- （5）その他、当コンソーシアムの行う活動への参加

2 当コンソーシアムは次に該当する場合には、会員に事前に連絡することなく、一時的に特典の提供を中断する場合がある。この場合、当コンソーシアムは可能な限り速やかに特典の提供を再開するよう努力する。

- （1）火災、停電等により特典の提供ができなくなった場合
- （2）地震、噴火、洪水、津波等の天災により特典の提供ができなくなった場合
- （3）戦争、暴動、争乱等により特典の提供ができなくなった場合
- （4）その他、運用上、技術上特典の提供の一時的な中断を必要と判断した場合

第5条（会員の義務）

会員は、以下の各号に定める義務を負う。

- （1）当コンソーシアムの運営規約、本規則その他諸規則並びに総会及び理事会の決議に従う。

第6条（会員資格の有効期間）

会員の資格の有効期間は、当コンソーシアムが会員に対して入会申込みを承認する通知をしてから、進行中の事業年度末日までとする。

2 有効期間満了日の1ヶ月前までに、当コンソーシアム又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、更に本規則に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

第7条（禁止事項）

会員は、以下の行為を行ってはならない。

- （1）理事会の承認のない当コンソーシアム名での活動又はその準備を目的とする行為。

理事会の承認については、電子メール等での手続きを認める。

- (2) 当コンソーシアムの運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
- (3) 当コンソーシアムの信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 当コンソーシアムに対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) 会員規則に違反する行為
- (6) その他、理事会が不相当と判断する行為

第8条（任意退会の手続き）

会員は、1ヶ月以上前までに当コンソーシアムに書面又は電子メールによって退会届けを提出することにより、任意に退会することができる。

第9条（除名）

会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議により当該会員を除名することができる。

- (1) 当コンソーシアムの名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせるような行為があったとき。
- (2) 運営規約又は総会の決議に違反する行為があったとき。

2 前項の規則により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

第10条（通知及び連絡先）

会員は入会申込み時に名称（氏名）、電子メールアドレス等の連絡先情報を当コンソーシアムに申請するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当コンソーシアムの事務局に対して書面あるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当コンソーシアムはその責任を一切負わないものとする。

2 本規則に基づく当コンソーシアムから会員に対する通知その他の連絡は、電子メール又は書面をもって行うものとする。この場合、当コンソーシアムは、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。

第11条（個人情報の取り扱い）

会員は、当コンソーシアムに登録した電子メールアドレス及びその他の個人情報を以下の目的で利用することに同意するものとする。

(1) 当コンソーシアムに関する情報提供及び関連するイベント等の会員特典に関する案内及び依頼のため

第12条（免責及び損害賠償）

当コンソーシアム又は会員が提供する資料、情報等は現状有姿で提供され、これらの内容、これらを利用することの結果について、当コンソーシアムは、第三者の知的財産権の侵害の有無を含め、なんら保証しない。会員は、当コンソーシアムの活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当コンソーシアムは一切責任を負わない。

2 会員間で紛争が生じた場合、当該会員間で解決するものとし、当コンソーシアムは当該紛争の解決その他一切の責任を負わない。

3 当コンソーシアムは、本規則その他諸規則の制定改廃及びそれらの規則に基づき当コンソーシアムが会員に提供していた各種特典内容の追加、変更、中断、又は終了によって生じたいかなる損害についても、一切責任を負わない。

4 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規則は継続して当該会員に対して効力を有する。

第13条（規則の追加・変更）

本規則に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。

2 当コンソーシアムは、理事会の決議により、本規則の全部又は一部を変更することができる。当コンソーシアムにより変更された本規則は、会員に通知された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規則に拘束されるものとする。

第14条（準拠法及び合意管轄）

当コンソーシアムの活動又は本規則に関して、会員に疑義が生じた場合には、当コンソーシアムの理事会に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

2 当コンソーシアムの活動又は本規則に関して、会員と当コンソーシアムの間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。

3 会員と当コンソーシアムの間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（附則）

本規則は 2021 年 1 月 14 日からその効力を発する。

（更新履歴）

別紙「運営規約抜粋」

第2章 会員

（会員）

第3条 当コンソーシアムの会員は、第2条の目的を実現するための活動を行う。

2 当コンソーシアムの会員は、一般会員、ユーザ会員、学術専門会員の3種で構成される。

（1） 一般会員は、課題ヒアリング、課題解決に向けたソリューション及び実証実験の提案・参加、をする企業又は団体、個人

（2） ユーザ会員は、課題提示、ソリューション及び実証実験の実現可能性検討、実証実験の参加・支援をする企業又は団体、個人

（3） 学術専門会員は、専門的な観点からコンソーシアムの活動を支援する企業又は団体、個人

（入会）

第4条 当コンソーシアムの会員になろうとする企業又は団体、個人は秘密保持契約書（契約番号：DSR-21-001）の“別紙2「秘密保持契約書」 同意書”をコンソーシアム事務局に提出しなければならない。

（会員の資格喪失）

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 書面による退会の意思表示があったとき
- (2) 死亡若しくは失踪宣告を受け、又は 会員である企業又は団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会及び除名)

第6条 会員は、理事会において別に定める退会届を、退会を希望する日の1か月以上前にコンソーシアム事務局に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が本運営規約及び理事会で別に定める規則を遵守しないとき、又は当コンソーシアムの名誉を毀損する行為をしたときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

以上